

衆議院財務金融委員会ニュース

【第211回国会】令和5年2月17日（金）、第3回の委員会が開かれました。

1 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）

・鈴木財務大臣兼金融担当大臣、井上財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）石原正敬君（自民）、伊藤渉君（公明）、福田昭夫君（立憲）、米山隆一君（立憲）、階猛君（立憲）、住吉寛紀君（維新）、藤巻健太君（維新）、岬麻紀君（維新）、前原誠司君（国民）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

石原正敬君（自民）

（1） グローバル・ミニマム課税

ア グローバル・ミニマム課税を確保するための3つのルール（所得合算ルール、軽減課税所得ルール、国内ミニマム課税）のうち、本改正案で措置することとされている所得合算ルールの制度の目的と内容の確認

イ グローバル・ミニマム課税導入による日本における増収額

ウ 所得合算ルールの法制化を先行した理由

エ 軽減課税所得ルールと国内ミニマム課税に対する今後の取組内容の確認

オ グローバル・ミニマム課税の対象企業における事務負担軽減のための方策

（2） 無申告加算税の加重措置の整備などにより負担増が見込まれる、国税や税関の組織強化についての政府の認識

伊藤渉君（公明）

（1） 消費税のインボイス制度導入

ア 本改正案により導入予定の負担軽減措置

a 免税事業者がインボイス発行事業者となることを選択した場合における激変緩和措置の詳細

b 小規模事業者に対する事務負担の軽減措置の詳細

c 少額の返還インボイス交付義務が発生することに伴う新たな事務負担に対して講じることとしている対策の具体的な内容

イ 持続化補助金の上乗せやIT導入補助金の下限額撤廃といった、中小企業・小規模事業者等への設備投資等への支援の内容

ウ インボイス発行事業者登録の申請期限に関して、財務省が行うこととした「柔軟な対応」の内容

（2） 経済活動のグローバル化・デジタル化に伴い、今後求められる国税及び税関組織の定員拡充及び機構の充実に対する大臣の決意

福田昭夫君（立憲）

（1） 法人税

ア 地方で若者が起業するスタートアップ企業に対し法人税の優遇措置を設けることについての大臣の見解

イ 法人に担税力に応じて税の負担をしてもらうべきという意見に対する大臣の見解

ウ 上記イの具体策として、法人税に4段階の累進税率を新設するという提案に対する大臣の見解

（2） 消費税のインボイス制度を廃止するか否かの確認

（3） 消費税の輸出免税還付金

- ア 輸出免税還付金の国税収納金整理資金への受入れの有無
 - イ 令和3年度の輸出免税還付金の額及びその額を明らかにできない場合はその理由
 - ウ 輸出が免税とされている理由
 - エ 消費税は徴収した税収の20%以上の多額の還付額が生じており、このような税は公平といえるのか否かについての大臣の見解
- (4) 消費税率を引き下げて今般の物価高騰の対策をするべきとの意見に対する大臣の見解

米山隆一君（立憲）

- (1) 令和5年2月15日の衆議院予算委員会における岸田内閣総理大臣の「家族関係社会支出は2020年度の段階でGDP比2%を実現しています。そして、それを更に倍増しようではないか」との発言の趣旨についての大臣の見解
- (2) NISA制度の抜本的拡充・恒久化
- ア 岸田政権が掲げる「資産所得倍増プラン」の目玉であるNISAの拡充は金融所得倍増政策であり、所得再分配に向けた政策を政府は諦めたとの意見に対する財務大臣としての大臣の所見
 - イ 各世代ごとの資産所得の平均値、中央値及び最頻値並びに資産所得がゼロの人の割合
 - ウ 一般NISA口座の稼働率が10%程度であることの確認
 - エ 現状のNISA制度は総人口の1割の利用者を優遇する政策であるとの意見に対する金融担当大臣としての大臣の所見
 - オ NISA制度の拡充よりも個人所得を増やす政策を先行すべきとの意見に対する大臣の所見
 - カ 資産所得倍増プランの目標として掲げるNISAの抜本的拡充が我が国経済の成長に与える影響
 - キ NISA制度の拡充・恒久化による税収減
 - a 減収見込額を150億円とした根拠
 - b 多額の税収減を招く可能性のある本改正と所得再分配機能強化等の方針との整合性
- (3) 極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置
- ア 令和2年度の納税実績に当てはめた場合の同措置の対象人数及び増収見込額
 - イ 上記アの実績に当てはめることに加え、特別控除額を1億円又はゼロとした場合の対象人数及び増収見込額

階猛君（立憲）

- (1) NISA制度の抜本的拡充・恒久化
- ア NISA制度の拡充・恒久化が資産所得倍増につながるという発想ではなく、中間層の資産形成支援というNISA制度の本来の目的に立ち返るべきとの意見に対する大臣の見解
 - イ 非課税保有限度額の枠の再利用が可能となることで、本来の改正趣旨である長期保有へのインセンティブ付与とは逆に短期売買を促進する懸念
 - ウ NISAの正式名称を大臣が認識しているかの確認
 - エ 少額投資促進という制度目的と矛盾し、多額の非課税を認める非課税枠の再利用を撤回する考えの有無
 - オ 年間上限額である360万円分の投資をした年はその年内に売却しても投資枠が復活しないこと、及び投資額が生涯上限額である1,800万円に達しても売却すれば翌年に投資枠が復活することの確認
 - カ 多額投資が可能となる非課税枠の再利用と「少額投資非課税制度」という名称の整合性
 - キ 岸田内閣の掲げる新しい資本主義は、格差是正よりも多額の非課税投資を認めることによる金融資産所得倍増に重点を置く金融資本主義であるのか否かの確認

- (2) 資産所得倍増プラン
 - ア 同プランにおいて倍増を目指すとしてされている資産所得の定義
 - イ 資産運用収入の範囲
 - ウ 金融庁で把握している利子、配当及び売却益の金額
- (3) 家計の金融資産における現預金
 - ア 国債消化の資金源である家計の現預金が投資にシフトすることにより国債が安定的に消化されなくなることへの財政的な懸念
 - イ 家計の金融資産の中で現預金の割合が高い理由
 - ウ 過去に比べて投資環境が改善しているという事実について情報発信を積極的に行う必要性
 - エ 日本の市場が運用に適さない環境となっているのは日銀の異常な低金利政策が最大の理由であるとの指摘に対する大臣の見解
 - オ 貯蓄から投資へのシフトが円貨から外貨へのシフトを促進し円安加速要因となることへの懸念
- (4) 極めて高い所得に対する総合課税方式の導入理由と所得税の総合課税化に関する今後の方向性

住吉寛紀君（維新）

- (1) 国税徴収の体制整備
 - ア 税務行政を取り巻く環境の変化に応え、適正・公平な課税と徴収の実現及び歳入の確保のための国税職員の増員の必要性
 - イ 税務行政のDXに係る現状の課題及び取組状況
- (2) 税関の体制整備
 - ア 税関における水際取締りの実情及び課題
 - イ 税関業務の増大・複雑化の中で適切かつ迅速な税関業務を行うための税関職員の増員の必要性
 - ウ 税関を取り巻く環境の大きな変化に対応し、人材不足を補うために税関のDX化を進める必要性
- (3) いわゆる「1億円の壁」問題の是正に係る議論の経緯

藤巻健太君（維新）

- (1) 課税・徴収関係の整備・適正化
 - ア マイナンバーやIoT活用による税務執行の効率化の状況
 - イ 納税者の事務負担を減らすため、税制の簡素化を進める必要性
 - ウ 新型コロナウイルス感染症への対応として、令和4年分の確定申告の申告・納付期限を延長するか否かの確認
 - エ 脱税事案について、国税当局が検察に告発する基準
 - オ 逮捕・起訴が行われなかった事案について、国税当局が無申告者・申告漏れの者の氏名を公表する可能性
 - カ 有名人の申告漏れの情報が報道機関に伝わった経路
 - キ 無申告者について、罰則の適用以上の制裁を加えられるべきではないとする意見に対する大臣の見解
 - ク 一罰百戒という考え方は誤っているとする意見についての大臣の見解
- (2) 研究開発税制の見直し
 - ア 税額控除率の見直しの趣旨並びに現行制度のこれまでの取組、適用状況、効果及び現状認識
 - イ 税額控除率の見直しは研究開発費を増加させる余裕のある大企業に有利に働く一方で余裕のない中小・ベンチャー企業には厳しいものであるとの懸念に対する大臣の見解

岬麻紀君（維新）

N I S A制度の抜本的拡充・恒久化

- ア 2021 年中の買付額がゼロである口座が一般N I S Aで約 5 割、つみたてN I S Aで約 3 割存在することについての政府の認識及び分析
- イ 開設口座の稼働率向上に向けた施策
- ウ 我が国の家計金融資産の過半が現預金である理由及び資産所得倍増プランに掲げられた投資額の倍増の目標を達成する方法についての大臣の所見
- エ 貯蓄から投資へのシフトを実現するための具体的な施策
- オ 個人の資金を国内企業への投資に向かわせるための国内企業の魅力向上の方法
- カ 日本企業の稼ぐ力を高める方法及び若年層の資産形成による所得向上を実現する方法についての大臣の見解

前原誠司君（国民）

(1) 「1 億円の壁」問題への対応

- ア 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置により新たに負担が生じる所得水準が約 30 億円に設定された経緯
- イ 今後の効果を見極めてアの措置の対象範囲拡大を検討する方針の有無
- ウ 防衛費増額の財源確保等の観点からも金融所得の総合課税化及び金融所得課税の税率引上げ等を検討する考えの有無

(2) 消費税のインボイス制度導入

- ア インボイス制度導入後における免税事業者の位置づけ
- イ インボイス制度導入により取引から排除される等の不利益を被る可能性のある免税事業者制度を残置することの妥当性
- ウ インボイス制度導入の狙いが益税をなくすことにあるとの見方の当否
- エ 免税事業者が得ている益税額が 2,000 億円程度であることの確認
- オ 消費税を単一税率とした場合におけるインボイス制度の要否

田村貴昭君（共産）

消費税のインボイス制度導入

- ア インボイス制度導入に伴い生じる再生可能エネルギー固定価格買取（F I T）制度の買取義務者の消費税負担分を再生可能エネルギー発電促進賦課金により補填する措置
 - a 補填措置に要する金額
 - b 国民の理解が得られる見込みと理解を得るための政府の取組
 - c パブリックコメント実施の有無
 - d パブリックコメントにおける補填措置の説明が国民に分かりにくいものとなっているとの見方に対する大臣の見解
 - e 大企業である電力会社に対しては消費税負担分を補填する措置を設けることの不公正さに対する大臣の所感
- イ インボイス制度導入に際して優越的地位にある事業者が免税事業者の販売員に対して販売員が不利益を被る対応のみを提示することが独占禁止法上の優越的地位の濫用に当たる可能性
- ウ 免税事業者の手取り収入減少を引き起こす懸念のあるインボイス制度導入を見直す必要性